

地域県土警察常任委員会資料

(令和7年5月21日)

[件名]

- 島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第37報）
(原子力安全対策課) … 2
- 鳥取県原子力安全顧問の自己申告について
(原子力安全対策課) … 4
- 林野火災対策の強化について
(消防防災課) … 5

危機管理部

島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第37報）

令和7年5月21日

原子力安全対策課

島根原子力発電所に係る状況等は次のとおりです。（前回報告は4月21日）

1 島根原子力発電所1号機

廃止措置計画変更認可（第2段階への移行）：令和6年5月17日

原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）の作業着手：令和6年5月29日

現在、放射線管理区域内設備の解体撤去、解体保管物の保管エリア設定、解体機器選定及び方法の検討等を実施している。

島根原子力発電所1号機の第6回定期事業者検査が5月16日から開始されるにあたり、県、米子市及び境港市は以下のとおり申入れを行った。

（1）日 時 5月7日（水）午後1時30分～40分（同日、島根県も同様の申入れを実施）

（2）場 所 危機管理部長室

（3）対応者 中国電力株式会社 外園鳥取支社副支社長
鳥取県 浜田危機管理部長

（4）申入事項

- ①定期事業者検査の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、安全かつ遺漏なく実施すること。
- ②作業に伴う被ばくの低減を積極的に進めるとともに、全ての作業従事者の被ばく管理に万全を期すこと。
- ③定期事業者検査期間中に行う検査については、作業管理や品質管理に万全を期すとともに、不具合を発見した場合の不適合管理等も適切に行い、遺漏なく確実に実施すること。
- ④異常が確認された場合には、遅滞なく適切な措置を講ずるとともに、その内容について速やかに報告すること。
- ⑤定期事業者検査の実施状況については、県民に分かりやすく情報提供すること。

2 島根原子力発電所2号機

（1）特定重大事故等対処施設（前回報告から変化なし）

原子炉設置変更許可：令和6年10月23日

設計及び工事の計画の認可申請：令和7年1月31日

（2）長期施設管理計画

認可申請：令和6年7月30日（補正1回）、審査会合：2回

5月14日に中国電力は、令和6年11月14日の審査会合での指摘を踏まえた補正書を原子力規制委員会に提出した。

※ 長期施設管理計画は、GX脱炭素電源法（令和5年5月31日成立）による新制度に基づくもので、運転開始30年以降、10年以内ごとに認可が必要である。30年を超えて運転するために認可が必要。

3 島根原子力発電所3号機（前回報告から変化なし）

原子炉設置変更許可申請：平成30年8月10日（補正2回）、審査会合12回。

安全対策工事完了予定：令和10年度目途

4 原子力安全顧問等による島根原子力発電所2号機の運転状況等の確認

原子力安全顧問等が島根原子力発電所2号機及び3号機の安全対策等の視察を行うとともに、昨年稼働した2号機の運転状況等について現地を確認した。

（1）日 時 5月8日（木）午前9時～午後3時50分

（2）場 所 島根原子力発電所

- (3) 確認者 原子力安全顧問 5 名（小田顧問、藤川顧問、細田顧問、北田顧問、望月顧問）
自治体職員（鳥取県 3 名、米子市 1 名、境港市 1 名）

(4) 確認内容等

ア 確認施設等

- ・ 2 号機（原子炉建物、タービン建物） ・ シミュレータ棟 ・ モニタリングポスト
- ・ 安全対策設備（予備電源設備、防波壁、土石流・地下水対策設備、緊急時対策所等）
- ・ 3 号機（中央制御室、原子炉建物）

イ 顧問からの主な意見

（安全対策）

- ・ 運転中の島根 2 号機において、しっかりとした安全対策が講じられていることを改めて確認した。
- ・ 島根 2 号機の原子炉建物内の限られた空間に、新規制基準対応の重大事故対策設備を緻密に計算してコンパクトに設置するなど、中国電力の技術力の高さを確認することができた。
- ・ 耐震性を有した受電設備（電源の信頼性強化）や止水壁（汚染水対策）等、中国電力の自主的な安全対策を確認した。止水壁等による地下水流入防止対策は自然現象を制御することであり、地道な努力を必要とするため、継続して対応してほしい。

（セキュリティ対策）

- ・ セキュリティ対策が厳格に講じられていることを確認した。

（運転員の意識・能力）

- ・ 従業員はしっかりとした挨拶ができている。顔の見える関係を作って声を掛け合うことはセキュリティ対策の一環にもなり、安心安全に繋がっていることを感じた。
- ・ 職員の士気の高さを感じるところが多かった。
- ・ 教育訓練や研修の受講率が高いなど、安心できる材料が揃っていることを確認した。
- ・ 訓練や研修において大事なものは訓練の質であり、より良い訓練や研修となるよう意識してもらいたい。

（3 号機）

- ・ 現時点で島根 3 号機には空間的な余裕があるが、今後は多数の新規制基準対応設備の追加が想定されるため、留意する必要がある。

鳥取県原子力安全顧問の自己申告について

令和7年5月21日
原子力安全対策課

本県が実施する平常時及び緊急時における環境放射線等のモニタリング、原子力災害その他の緊急時における防災対策、本県に影響を及ぼす原子力施設の安全対策等について、技術的観点から幅広く指導、助言等を得ることを目的として、鳥取県原子力安全顧問（以下「顧問」という。）を設置しています。

この度、鳥取県原子力安全顧問設置要綱に基づき、委嘱中の全顧問17名から自己申告書の提出を受け、顧問の中立性及び公平性について確認しました。

1 申告項目

①令和6年度中における顧問個人の研究又はその所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附の状況

②令和6年度中における顧問の所属する研究室等を卒業した学生の原子力事業者等[※]への就職状況

※原子力事業者等：営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者をいう。

2 申告内容

（令和7年4月1日現在）

顧問名	所属・役職	①寄附状況	②卒業生の就職状況
遠藤 暁	広島大学・教授	なし	なし
小田 啓二	一般財団法人電子科学研究所・理事長	なし	なし
藤川 陽子	京都大学複合原子力科学研究所・教授	なし	なし
神谷 研二	公益財団法人放射線影響研究所・理事長	なし	なし
富永 隆子	量子科学技術研究開発機構・グループリーダー	なし	なし
細田 正洋	弘前大学・教授	なし	日本原燃(1名) 日本核燃料開発(1名)
吉田 賢史	鳥取大学医学部附属病院・教授	なし	なし
片岡 勲	原子力安全システム研究所・技術システム研究所長	なし	なし
北田 孝典	大阪大学・教授	なし	日立製作所(1名) 電源開発(1名) 原子力エンジニアリング(1名)
牟田 仁	東京都市大学・教授	なし	MHI NSエンジニアリング(2名) 東芝プラントシステム(1名) 原電エンジニアリング(1名) 日本原燃(1名) 東電設計(1名)
望月 正人	大阪大学・教授	なし	なし
吉橋 幸子	名古屋大学・教授	なし	なし
佐々木 隆之	京都大学・教授	なし	東京電力ホールディングス(1名) 三菱重工(1名)
香川 敬生	鳥取大学・教授	なし	なし
野口 竜也	鳥取大学・准教授	なし	なし
河野 勝宣	鳥取大学・准教授	なし	なし
梅本 通孝	筑波大学・准教授	なし	なし

参考：鳥取県原子力安全顧問設置要綱（抜粋）

（顧問の委嘱手続等）

第5条（略）

2 知事は、顧問に対して、次に掲げる事項を記載した申告書を毎年4月30日までに提出するよう求める。

（1）申告を行う前年度における顧問個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、その対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額

（2）申告を行う前年度において、顧問の所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数

3 顧問は、前条の欠格事由に該当すると思料するときは、速やかに、顧問を辞職することを知事に申し出るものとする。

4 知事は、顧問に委嘱している者から第1項第2号及び第3号並びに第2項の規定により申告された事項を公表する。

林野火災対策の強化について

令和7年5月21日

消 防 防 災 課

令和7年2月以降、岩手県大船渡市など全国各地で発生した林野火災の状況を踏まえ、県、市町村、消防等の関係機関により、予防対策や林野火災が発生した際の延焼防止対策等について検討するため、「鳥取県林野火災対策検討会」を開催しました。

現在、検討会の結果を踏まえ、関係機関と連携・協力して強化した対策を暫定運用しており、今後、地域防災計画(林野火災対策編)として規定する予定です。

1 鳥取県林野火災対策検討会

(1) 日時 令和7年4月28日(月)午後1時から午後2時まで

(2) 場所 県庁災害対策本部室(対面とオンラインのハイブリッド形式で実施)

(3) 参加者

区分	パートナー団体(39)
公共団体(4)	鳥取県、倉吉市、八頭町、江府町 ※その他市町村はweb 傍聴
関係機関(6)	鳥取県消防長会、鳥取地方気象台、鳥取県森林組合連合会、J A鳥取県中央会、鳥取県自治会連合会、環境省大山隠岐国立公園管理事務所 ※県警、自衛隊等はweb 傍聴
有識者(2)	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 総務省消防庁 消防大学校 消防研究センター

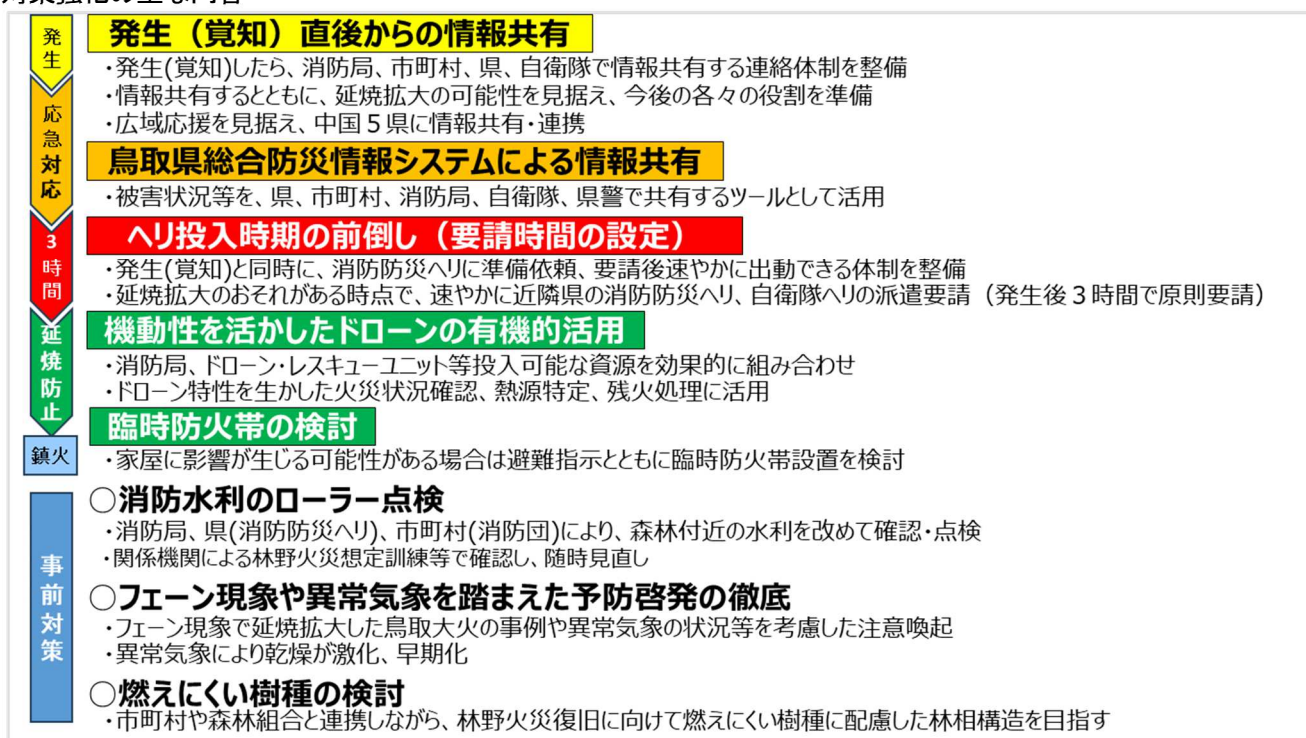
(4) 有識者からの説明

- ・樹冠の状況(閉鎖、隙間有)や積雪期間の長短により林野火災の発生危険度が異なる。
- ・火災時の風の動きは複雑で、火の粉対策は一筋縄ではいかない。
- ・予め設けておく防火帯が有効な策であると思われるが、草(可燃物)等がない状態に管理が必要である。

(5) 参加者からの主な意見

- ・コンクリートミキサー車等との協定を締結して水利確保している事例もあり、今後検討したい。
- ・山が荒れていると消火活動の妨げとなるため、倒木等の除去が必要である。
- ・広範囲の残火処理用に背負い式消火水のう等の資機材整備について支援対象としてほしい。
- ・毎年、様々な火災を想定して、消防局、消防団、自警団等で、中継送水等の合同訓練を実施している。
- ・本県で林野火災が発生しやすい時期に、県民運動として啓発するのがよいと思う。
- ・伐採した木材等を搬出する森林作業道は、延焼拡大防止や消火活動に有効活動できると思う。
- ・野焼きの回数を減らすことや実施する場合は安全対策を講じるよう農業者、住民等に周知していく。
- ・大山周辺施設で、登山者に火の取扱いについてデジタルサイネージやパンフレット等での啓発に取り組んでいく。

2 対策強化の主な内容



3 今後の予定

- ・6月頃：地域防災計画案(林野火災対策編を含む)のパブリックコメント
- ・7月頃：防災会議で審議・決定